

# 第1編 総 則

## 第1章 計画の目的

### 第1節 計画の目的

この計画は、町民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、町及び町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性格

#### 1 南知多町地域防災計画－地震・津波災害対策計画

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南知多町防災会議が南知多町の地域に係る防災計画として作成する「南知多町地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 町民の生命、身体及び財産を守るため、町、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が講ずるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 南知多町防災会議は、常に南知多町地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

#### 2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項に基づき東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定された本町は、町地域防災計画において、

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定める必要があることから、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」において定めることにより、本町の地震防災強化計画とする。

#### 3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された本町は、同法第5条第2項の規定により、町地域防災計画において、

- (1) 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) (1)～(4)のほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるものを「南海トラフ地震防災対策推進計画」として定める必要があることから、第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」において定める。また、同法第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができることとされていることから、第2編において定める。
- (6) 本町は、推進地域及び同法第10条第1項に基づき、推進地域のうち南海トラフ地震防災対策特別強化地域としても指定されている（平成26年3月28日現在）

### 第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等

## 第2章 本町の特質と災害要因

### 第1節 本町の地形・地質

本町は、知多半島南部に位置し、半島の先端と沖合に浮かぶ篠島・日間賀島等の島々からなる。

北は美浜町、東は三河湾、南西は伊勢湾に面し、東西に 15.0 km、南北に 12.1 km、総面積は 38.37 km<sup>2</sup>で、北西部の伊勢湾側には半島最高峰の高峰山 128mがあり、第三紀層中新統の地質で形成され、北部に低く南部に高い地形である。

町の大半が丘陵地であり、農地造成が進められてきたが、平地は海岸部の一部に限られており、市街地は港を中心とした平坦地に形成されている。このため、上流部は砂防河川、下流部は普通河川を中心に、小規模河川が的多く、水量も少ないため、農業用の溜池が多く点在している。

### 第2節 本町における既往の地震とその被害

町内に被害のあった地震は、昭和 19 年の東南海地震、昭和 20 年の三河地震等がある。これらのうち被害の記録が判明しているものは次のとおりである。

#### 1 海溝型地震

年 月 日	名 称	震 度	津 波	被害の概要	
				死 者	非 住 家
昭19.12.7	東 南 海 地 震	5～6	0.9	死 者	1 人
				全 壊	住 家 4 2 戸 非 住 家 7 2 棟 工場学校 7 棟
				半 壊	住 家 1 4 5 戸 非 住 家 5 4 棟 工場学校 6 棟

#### 2 内陸型地震

年 月 日	名 称	震 度	津 波	被害の概要	
明24.10.28	濃 尾 地 震	6～7	— <sup>m</sup>	死 者	2 人
昭20.1.13	三 河 地 震	5～6	0.4	全 壊 住 家	4 4 戸
				半 壊 住 家	2 8 0 戸
				全 壊 住 家	6 戸
				半 壊 住 家	4 6 戸

※ 濃尾地震については知多郡の被害の概要である。

### 第3節 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人、建築物等の社会的条件による影響を考慮する必要がある。

このため、町は、社会的条件の変化に常に留意し、災害に対する脆弱性を克服する施策の実施に努めることとする。

南知多町の地質図

町誌本文編（地質図）



南知多町の活断層

町誌本文編（師崎層群の地質構造図）



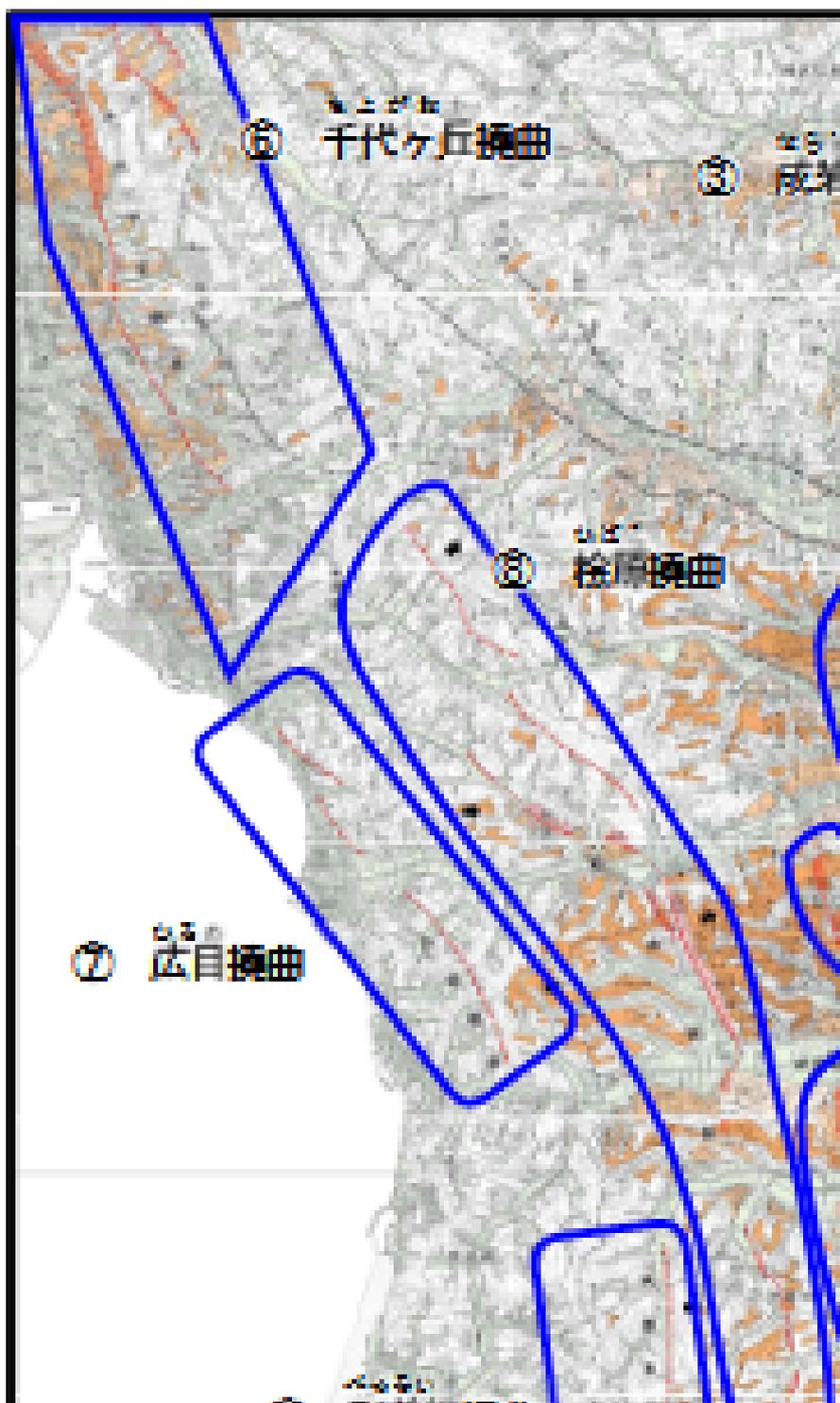
なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

「1:25,000 活断層図「師崎」」（令和5年9月 国土地理院公表）

- ・豊丘断層が新たに確認され、国土地理院の活断層図に記載
- ・豊丘断層は、美浜町豊丘から南知多町の鳶ヶ崎付近まで段丘面上を北西－南東方向に延びる、推定活断層を含む長さ約 4km 以上の活断層

1:25,000

## 1. 1:25,000 活断層図「師崎」



### 第3章 被害想定

#### 第1節 基本的な考え方

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型大地震と内陸型大地震（遠方型、直下型）があるが、これらの発生危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策及び津波対策の方向性についての県の調査・研究の結果を本町の地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正の参考とする。

なお、南海トラフ付近を震源とする地震・津波に対しては、人口に占める死者の割合が県内でも突出している等、極めて甚大な建物被害・人的被害が予測されていることから、地震・津波からの避難場所・避難路整備その他の町民等の命を守る対策は平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県防災会議：平成26年5月30日公表）における理論上最大想定モデルによる被害予測を前提とし、その他については過去地震最大モデルを前提とする。

#### 第2節 地震・津波被害の予測

##### 1 愛知県防災会議による被害予測等

(1) 平成26年に、愛知県防災会議において公表された「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」によると、次の想定地震、被害予測等が示されている。

ア 過去地震最大モデル

(7) 震度・津波高等

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間 (津波高30cm)	浸水面積 (浸水深1cm以上)
7	4.9m	21分	284ha

(イ) 建物被害

単位：棟

揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
約1,700	わずか	約200	約60	約300	約2,200

※ 端数処理等の関係から合計が一致しない。

(ウ) 人的被害（冬深夜5時・風速5m/s想定）

単位：人

建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	うち自力脱出困難	うち逃げ遅れ				
約100	わずか	約400	約60	約400	約10	わずか	約600

※ 端数処理等の関係から合計が一致しない。

(エ) ライフライン機能障害

上水道 断水人口 (人)	下水道 機能支障人口 (人)	電力 停電件数 (軒)	固定電話 不通回線数 (回線)	携帯電話 停波基地局率 (%)	都市ガス 復旧対象戸数 (戸)	LPガス 機能支障世帯数 (世帯)
約 20,000	*	約 13,000	約 5,000	83%	*	約 3,900

(オ) 避難者数・帰宅困難者数

避難者数(人)【冬・夕18時発災】			帰宅困難者数(人) 【昼12時発災】
1日後	1週間後	1か月後	
約 9,700	約 7,300	約 6,600	約 1,700～約 1,800

(カ) 廃棄物

災害廃棄物(トン) (がれき)	津波堆積物(トン)	合計(トン)
約 264,000	約 69,000	約 333,000

※ 被害予測調査を踏まえた災害廃棄物発生量の推計(平成27年7月愛知県環境部)による。

イ 理論上最大想定モデル

(ア) 震度・津波高等

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間 (津波高30cm)	浸水面積 (浸水深1cm以上)
7	9.5m	18分	416ha

(イ) 建物被害

単位：棟

揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地 崩壊等	火災	合計
約 7,000	約 10	約 700	約 70	約 900	約 8,700

※ 端数処理等の関係から合計が一致しない。

(ウ) 人的被害(冬深夜5時・風速5m/s想定)

単位：人

建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜地 崩壊等	火災	合計
	うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物		うち自力 脱出困難	うち逃げ 遅れ			
約 400	約 20	約 1,300	約 400	約 1,000	約 10	約 30	約 1,800

※ 端数処理等の関係から合計が一致しない。

(エ) ライフライン機能障害・避難者数・帰宅困難者数・災害廃棄物等

理論上最大モデルにおけるライフライン機能障害・避難者数・帰宅困難者数・廃棄物等については、不確かさが伴うこと等の理由により定量的な想定は行われていない。

(2) 平成15年に、愛知県防災会議において公表された「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」によると、次の想定地震、被害予測等が示されている。

ア 地震想定

想定地震名	規模マグニチュード	震源の位置 (種類)	計測震度面積率 (%)					液状化危険度面積率 (%)			
			5弱以下	5強	6弱	6強	7	極めて低い	低い	高い	極めて高い
東海地震	M7.96	駿河湾 (海溝型)	16	83	-	0	0	88	12	0	-
東南海地震	M8.15	串本沖～浜松沖 (海溝型)	0	0	19	81	0	75	6	18	1
東海・東南海地震連動	M8.27	串本沖～駿河湾 (海溝型)	0	0	5	95	0	75	4	19	2
養老～桑名～四日市断層帯	M7.14	岐阜県～三重県 (内陸活断層型)	89	11	0	0	0	96	4	0	0

イ 被害想定

想定地震名	建物被害		火災(18時)		ライフライン機能支障			
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	上水道 (戸)	LPガス (戸)	電力 (口)	電話 (件)
東海地震	約30	約350	—	0	約600	約250	0	0
東南海地震	約2,100	約3,400	約20	約1,000	約6,800	約3,600	約2,800	約740
東海・東南海地震連動	約3,400	約3,700	約30	約1,000	約6,900	約4,700	約2,800	約770
養老～桑名～四日市断層帯	約10	約40	0	0	約70	約30	0	0

想定地震名	人的被害 (冬早朝5時)		帰宅困難者数	避難所生活者数 [1日後] (人)		
	死者数 (人)	負傷者 (人)	突発時 (人)	自宅建物 被害による	ライフライン 支障による	合計
東海地震	約10	約90	約2,900	約180	約320	約500
東南海地震	約110	約890	約2,900	約3,400	約3,200	約6,600
東海・東南海地震連動	約160	約600	約2,900	約4,200	約3,200	約7,400
養老～桑名～四日市断層帯	—	約20	約2,900	約60	約50	約110

2 内閣府中央防災会議による被害予測等

平成24年8月29日に、内閣府中央防災会議において公表された「南海トラフの巨大地震による津

波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について」によると、次の想定地震、被害予測等が示されている。

なお、津波に関する被害については、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスに相当するものとされている。

(1) 震度・津波高等

震度	津波						
	津波高 (m)	津波高 1 m到達時間 (分)	浸水面積 (ha)				
			1 cm 以上	30cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上
7	10	37	490ha	450ha	360ha	210ha	20ha

(2) 最大全壊棟数・死者数（愛知県全域）

ア 全壊棟数【条件：地震動・陸側 本町津波高 10m 冬 18 時 風速 8m/s】

揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計	(参考) 堤防・水門の機能不全による増分
約 243,000	約 23,000	約 2,600	約 400	約 119,000	約 388,000	約 1,300

イ 死者数【条件：地震動・陸側 本町津波高 10m 冬深夜 風速 8m/s 早期避難率低】

建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計	(参考) 堤防・水門の機能不全による増分

## 第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 実施責任

#### 1 町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、地域内の公共的団体及び町民の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 町

機関名	内容
町	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じて、その講ずるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6) 避難の指示を行う。 (7) 被災者の救助を行う。 (8) 災害廃棄物等に関する応急措置を行う。 (9) 災害時の清掃及び防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (10) 水防活動及び消防活動を行う。 (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良、防災対策及び災害復旧を行う。 (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (14) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。

	<p>(15) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(16) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。</p> <p>(17) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</p> <p>(18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</p> <p>(19) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。</p> <p>(20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p>
南知多町消防団	<p>(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報の伝達及び避難誘導を行う。</p> <p>(2) 火災の予防及び警戒活動を行う。</p> <p>(3) 消防活動及び浸水対策活動を行う。</p> <p>(4) 被災者の救助を行う。</p>
知多南部消防組合	知多南部消防組合地震災害対策要綱に定める業務を行う。
知多南部衛生組合	<p>(1) 災害廃棄物等の処理について協力する。</p> <p>(2) 避難所等からのごみ・し尿の処理について協力する。</p> <p>(3) 死亡者の火葬について協力する。</p>
知多南部広域環境組合	<p>(1) 災害廃棄物等の処理について協力する。</p> <p>(2) 避難所等からのごみの処理について協力する。</p>

## 2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
区	町が行う被害調査、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の災害応急対策及びその後の災害復旧について協力する。
知多郡医師会	<p>(1) 救護班の編成、医療及び助産活動を行う。</p> <p>(2) 町が行う防疫その他保健衛生活動に協力する。</p>
産業経済団体	漁業協同組合、あいち知多農業協同組合、商工会等は、被害調査の実施、対策指導並びに必要な資機材・物資の調達及び融資のあっせんについて協力する。
文化、厚生、社会団体	南知多町社会福祉協議会等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

## 3 県（参考）

機関名	内容
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。</li> <li>(2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。</li> <li>(3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。</li> <li>(4) 地震防災応急対策について、町長に指示し、又は他の市町村長に応援の指示を行う。</li> <li>(5) 避難情報の発令を代行することができる。</li> <li>(6) 町の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。</li> <li>(7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</li> <li>(8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</li> <li>(9) 町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。</li> <li>(10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</li> <li>(11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。</li> <li>(12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良、防災対策及び災害復旧を行う。</li> <li>(13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。</li> <li>(14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。</li> <li>(15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。</li> <li>(16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給、調達又はあっせんを行う。</li> <li>(17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</li> <li>(18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</li> <li>(19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</li> <li>(20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</li> <li>(21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</li> <li>(22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</li> <li>(23) 町の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。</li> <li>(24) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。</li> <li>(25) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</li> </ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関する</li> </ul>

(半田警察署)	<p>ことを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。</li><li>(3) 津波に関する予警報の伝達を行う。</li><li>(4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。</li><li>(5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。</li><li>(6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</li><li>(7) 人命救助を行う。</li><li>(8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。</li><li>(9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。</li><li>(10) 警察広報を行う。</li><li>(11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。</li><li>(12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。</li><li>(13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。</li><li>(14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</li></ol>
---------	---